



「定年引上げ」に伴う60歳からの働き方

～ 給与・公的年金・医療保険 ～

定年延長(引上げ)で2023年度末から定年年齢が61歳となり、段階的に65歳に引き上げられます。
年金の支給開始年齢も65歳からですので、60歳からの働き方をどうするか？
任用形態によって社会保険等の違いがありますので、自分に合ったライフプランの参考にしてください。

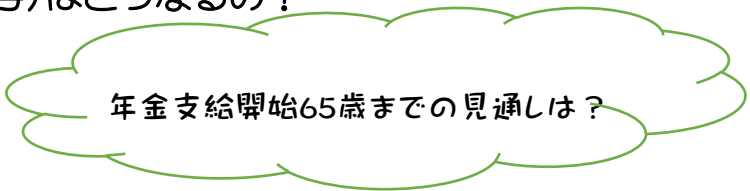
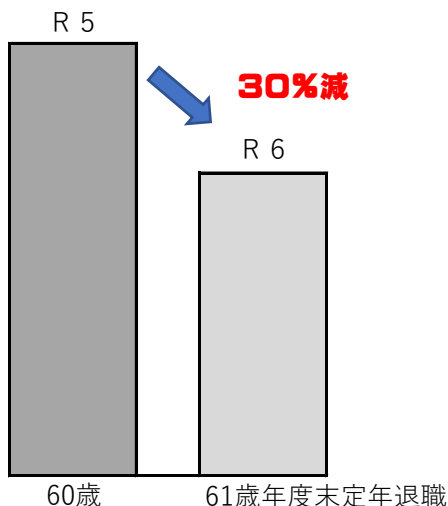
○ 社会保険(年金・医療)・補償・退職手当は任用によって異なります

任用形態	週あたり勤務時間	年金保険	医療保険	災害補償	退職手当
常勤職員	38時間45分	年金払い退職給付(新3階部分) 厚生年金 第3号被保険者 国民年金(基礎年金)	公立学校 共済組合	地方公務員 災害補償法	あり
暫定再任用 (フルタイム)	38時間45分	年金払い退職給付(新3階部分) 厚生年金 第3号被保険者 国民年金(基礎年金)			なし
臨時的任用職員 (フルタイム)	38時間45分	厚生年金保険 第1号被保険者 国民年金(基礎年金)			あり
暫定再任用 (ハーフ)	2週間あたり 38時間45分	(被用者年金には加入できない) 国民年金(基礎年金)			なし
非常勤職員※1 (週16時間の場合)	16時間	(被用者年金には加入できない) 国民年金(基礎年金)			なし
			・任意継続 ・家族の被扶養 ・国民健康保険 いずれかに加入	労働者災害補償 保険法【国】	

※1 詳細は「任用にあたっての説明書」でご確認ください。

○ 定年「引上げ」に伴い、暮らし(給与)はどうなるの？

★今年度61歳になる教諭の場合



☆給与月額モデル☆ (R6)

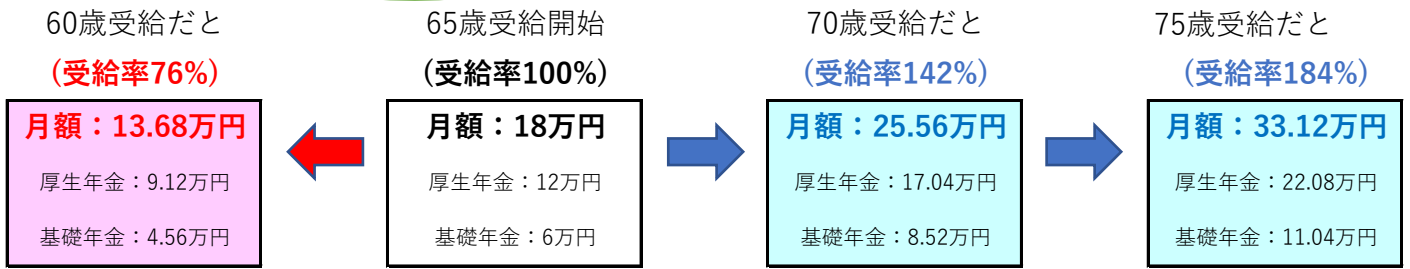
- 61歳 教諭 ※退職時の給料によって異なる
おおよそ280,000～310,000円程度
- 62歳 暫定再任用(フル) 274,100 円
- 62歳 臨時的任用職員 274,100 円
- 62歳 暫定再任用(ハーフ) 137,050 円
- 62歳 非常勤職員 時間額 2,830円

※非常勤職員は他の仕事も兼ねることがあります

○ 老齢年金のもらい始めの時期は自分で選べます！！

(繰上げ60歳から繰下げ75歳までの間)

65歳の年金月額を18万円と仮定すると...



☆繰上げ支給は慎重に判断しよう

- ・減額率は生涯変わらない
- ・繰上げ請求は取り消してできない

☆繰下げ支給はしくみを十分理解して判断しよう(年金請求するまでは保留状態なのであせらなくてよい)

- ・遺族厚生年金や障害厚生年金の受給権がある場合は、繰り下げできない
- ・繰下げで年金が増えることによって、税金や社会保険料が増える場合がある



○ 医療保険はどうなるの??

在職中は公立学校共済組合に加入します。保険料は労働者(被保険者)と事業主が折半(被扶養者の負担はゼロ) 定年・暫定再任用(フルタイム)退職後は希望すれば任意継続制度(最長2年)に加入できます 保険料は前年の所得金額を基に算定されます。どの保険(任意継続か国保※2)に加入するか 迷われる場合は市町の国民健康保険窓口で国保の保険料を計算してもらって決めてもよいですね

※2 国民健康保険料は前年の所得金額を基に世帯ごとに算定(保険料率は市町ごとに異なる)

医療保険の種類によって給付内容は異なります

種類	対象	保険料	給付
国民健康保険	農業・漁業・自営業者とその家族、無職の人など	全額自己負担	傷病手当金、出産手当金は任意給付
全国健康保健協会 (協会けんぽ)	中小企業の会社員とその被扶養家族	労使折半(算定基準は標準月額と標準賞与額) 被扶養者の保険料は不要	傷病手当金、出産手当金などあり
健康保健組合 (組合けんぽ)	大企業・企業グループの会社員とその被扶養家族	労使折半(算定基準は標準月額と標準賞与額) 被扶養者の保険料は不要	傷病手当金附加金、出産手当金附加金など 附加金制度あり
共済組合	公務員とその被扶養家族	労使折半(算定基準は標準月額と標準賞与額) 被扶養者の保険料は不要	保健給付：一部負担金払戻金や家族療養費など様々の附加金制度あり 休業給付：傷病手当金附加金あり 災害給付：災害見舞金、弔慰金/家族弔慰金などあり

医療費が月100万円だった場合<標準報酬月額28万円~50万円の場合>
70歳未満の高額療養費自己負担限度額【全ての公的医療保険に共通】
80,100円+(総医療費-267,000円)×1%=87,430円(国保加入者自己負担額)
共済組合は一部負担金払戻金制度があるので、自己負担が25,030円となる
さらに、山口県教職員互助会加入者は会員・家族療養費が給付され
最終的な自己負担額 会員：6,630円 被扶養者：7,430円

在職中は、
共済組合と互助会から
手厚い給付があります

